

地域農業計画実践支援事業費補助金交付要綱

(制 定 平成 25 年 4 月 3 日 農 振 第 9 号)
(一部改正 平成 27 年 3 月 24 日 農 振 第 830 号)
(一部改正 平成 28 年 3 月 24 日 農 振 第 787 号)
(一部改正 令和 元年 6 月 13 日 農 振 第 122 号)
(一部改正 令和 3 年 10 月 25 日 農林水第 348 号)
(一部改正 令和 5 年 3 月 27 日 農 振 第 859 号)
(一部改正 令和 5 年 9 月 4 日 農 振 第 431 号)
(一部改正 令和 7 年 4 月 1 日 農 振 第 1 号)

(目的)

第 1 地域農業のあり方及び集落等における農業の担い手を明確にする地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の実現に向け、地域の中心となる経営体の規模拡大や、地域資源を活用した多角化の取組、地域農業をけん引するリーディング経営体の育成を支援するため、事業実施主体が別に定める地域農業計画実践支援事業（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業実施主体 農業を担う者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 19 条第 1 項に規定する地域計画で定められた区域内の農業を担う者をいう。以下同じ。）である法人、農業を担う者等で組織する団体、農業協同組合の生産部会、農業協同組合、全国農業協同組合連合会岩手県本部、中山間地域の農村型地域運営組織（農村 RMO）、集落協定に基づき共同取組活動を行う組織、農業を担う者である集落営農組織、農業を担う者を含む団体及び別に定める要件を満たすリーディング経営体候補者をいう。
- (2) 農業を担う者である法人 農業を担う者（認定農業者若しくは認定就農者又は別に定める目標年度までにこれらの認定を受ける見込みの者（以下「認定農業者等」という。）に限る。）のうち、3 戸以上の農家で組織された法人及び農事組合法人をいう。
- (3) 農業を担う者等で組織する団体 3 戸以上の農家で組織され、かつ、農業を担う者（認定農業者等に限る。）が過半数を占める団体をいう。
- (4) 農業協同組合の生産部会 農業協同組合内に組織された農業生産団体で、かつ、

受益者が3戸以上であって、うち農業を担う者（認定農業者等に限る。）が過半数を占めるものをいう。

- (5) 中山間地域の農村型地域運営組織（農村RMO） 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織をいう。
- (6) 集落協定 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（1）に規定する集落協定をいう。
- (7) 農業を担う者である集落営農組織 農業を担う者のうち、3戸以上の農家で組織された団体で、基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体又は特定農業団体に準ずる組織をいう。
- (8) 農業を担う者を含む団体 3戸以上の農家等で組織され、かつ、農業を担う者（認定農業者等に限る。）を含む団体をいう。
- (9) 地域資源を活用した多角化の取組 地域で生産又は採取された農畜産物等（特産物を含む。）を活用した食品の加工並びに流通及び販売を行い、又は促進するための取組をいう。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体ごとの、別表第1の事業種類の欄に掲げる事業に係る経費の30パーセントを超える増減
- (2) 事業実施主体相互間の、補助金額のいずれか低い額の30パーセントを超える増減
- (3) 上記各号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更
- (4) 事業実施主体の変更
- (5) 主要工事の内容の変更、機械若しくは施設の構造若しくは機能の変更又は機械の種別の変更

（申請の取下げ期日）

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（立入検査等）

第6 広域振興局長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村等を除く。）

に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(前金払)

第7 広域振興局長は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することがある。

- 2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、地域農業計画実践支援事業費補助金前金払請求書（様式第5号）を広域振興局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月3日から施行し、平成25年度事業の補助金から適用する。
- 2 いわて未来農業確立総合支援事業費補助金交付要綱（平成23年5月26日付け農振第147号農林水産部長通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定により保存すべき書類は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月13日から施行し、令和元年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月4日から施行し、令和5年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 関係）

区 分	事業種類	経 費	補 助 額
1 担い手育成型	(1) 園芸等 (2) 畜産	農業を担う者である法人、農業を担う者等で組織する団体、農業協同組合の生産部会、農業協同組合又は全国農業協同組合連合会岩手県本部が別に定める基盤整備、生産管理用機械整備（化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械を含む。）又は生産施設整備を行う場合に要する経費に対して市町村が当該経費の 2 分の 1 に相当する額以上の額を補助する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の 3 分の 1 に相当する額以内の額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
		中山間地域の農村型地域運営組織（農村 RMO）又は集落協定に基づき共同取組活動を行う組織が別に定める生産管理用機械整備（スマート農業機械及び関係施設に限る。）を行う場合に要する経費に対して市町村が当該経費の 2 分の 1 に相当する額以上の額を補助する場合に要する経費	
	(3) 土地利用型作物（米、麦、大豆、そば）	農業を担う者である集落営農組織又は農業を担う者である法人が別に定める生産管理用機械整備（化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械に限る。）を行う場合に要する経費に対して市町村が当該経費の 2 分の 1 に相当する額以上の額を補助する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の 5 分の 1 に相当する額以内の額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
		農業を担う者である集落営農組織が別に定める基盤整備、生産管理用機械整備（化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械を除く。）若しくは生産施設整備を行う場合、又は農業を担う者である法人が別に定める生産管理用機械整備（スマート農業機械に限る。）を行う場合に要する経費に対して市町村が当該経費の 10 分の 3 に相当する額以上の額を補助する場合に要する経費	
		中山間地域の農村型地域運営組織（農村 RMO）又は集落協定に基づき共同取組活動を行う組織が別に定める生産管理用機械整備（水田の水管理の省力化又は畦畔等の保全に必要な機械に限る。）を行う場合に要する経費に対して市町村が当該経費の 10 分の 3 に相当する額以上の額を補助する場合に要する経費	

2 地域資源 活用型	流通・加工処理機 械施設整備	農業を担う者である法人、農業を担う者を含む団体又は中山間地域の農村型地域運営組織（農村RMO）が別に定める流通・加工処理機械施設整備を行う場合に要する経費に対して市町村が当該経費の2分の1に相当する額以上の額を補助する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の3分の1に相当する額以内の額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
3 リーディング経営体 育成型	(1) 園芸等 (2) 畜産 (3) 土地利用型作物（米、麦、大豆、そば） (4) 流通・加工処理機械施設整備	別に定める要件を満たすリーディング経営体候補者が別に定める生産管理用機械整備、生産施設整備又は流通・加工処理機械施設整備を行う場合に要する経費に対して市町村が当該経費の2分の1に相当する額以上の額を補助する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の3分の1に相当する額以内の額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

別表第 2 (第 8 関係)

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提 出 期 日
規則第 4 条の規定による書類	地域農業計画実践支援事業費補助金交付申請書	第 1 号	1 部	別に定める。
	事業計画書	第 2 号	1 部	
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により承認を受ける場合の書類	地域農業計画実践支援事業変更（中止、廃止）承認申請書	第 3 号	1 部	変更（中止、廃止）の理由の生じた日から 15 日以内
	事業計画書	第 2 号	1 部	
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	地域農業計画実践支援事業費補助金請求（精算）書	第 4 号	1 部	別に定める。
	事業実績書	第 2 号	1 部	

様式第 1 号（別表第 2 関係）

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長

地域農業計画実践支援事業費補助金交付申請書

年度において、地域農業計画実践支援事業費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

金 円

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分 (単位：円)

地区名	事業実施主体名	事業区分	事業費 (A)+(B)+(C)	うち補助対象 事業費	市町村の 補助事業に 要する経費 (A)+(B)	負担区分			備 考
						県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
計									

注 地域農業計画実践支援事業実施要領第 5 に定める実施計画総括表を添付すること。

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 収支予算（精算）

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金					
市町村費					
計					

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
担い手育成型					
地域資源活用型					
リーディング 経営体育成型					
計					

- 注 1 2 は、原則として交付決定単位の記載とする。また、事業費は事業に要する経費（消費税等相当額を含む額）であること。
- 注 2 消費税等相当額を補助対象経費から除外した場合は、2 の備考欄に「除税額〇〇円」と記載すること。
- 注 3 事業計画書の場合は以下のとおりとする。
- ・ 3 は「事業完了予定年月日」とし、補助事業の完了予定日（補助金の最終支払予定日又は最終完了確認予定日のいずれか遅い日付）を記載すること。
 - ・ 4 は「収支予算」とし、内訳は「本年度予算額」と「前年度予算額」とすること。
 - ・ 変更の場合は、変更箇所について、変更前を上段括弧書き、変更後を下段とすること。添付する実施計画総括表も同様。
- 注 4 事業実績書の場合は以下のとおりとする。
- ・ 3 は「事業完了年月日」とし、補助事業の完了日（補助金の最終支払日又は最終完了確認日のいずれか遅い日付）を記載すること。
 - ・ 4 は「収支精算」とし、内訳は「本年度精算額」と「本年度予算額」とすること。
 - ・ 交付決定と実績に差異がある場合は、交付決定を上段括弧書き、実績を下段とすること。添付する実施計画総括表も同様。

様式第 3 号（別表第 2 関係）

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長

地域農業計画実践支援事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった地域農業計画実践支援事業の実施について、次の理由により事業を変更（中止、廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

理 由

注 変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第 4 号（別表第 2 関係）

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長

地域農業計画実践支援事業費補助金（精算）請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった地域農業計画実践支援事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金	円		
補助金交付決定額	金		円
前金払受領額	金		円

注 精算の結果、交付を受ける補助金が無い場合は、表題の「請求」及び本文中「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

様式第 5 号（第 7 関係）

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長

地域農業計画実践支援事業費補助金前金払請求書
年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった地域農業計画実践支援事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求額

金 円

2 内 訳

地区名	事業実施 主体名	事業区分	補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	差引残額
計						

3 理 由